

高島市議会議員一般選挙および高島市長選挙における新型コロナウイルス感染症対策について

高島市選挙管理委員会では、選挙人に安心して投票いただけるよう、令和3年1月31日の高島市議会議員一般選挙および高島市長選挙の執行にあたり、新型コロナウイルス感染症対策に取り組めます。

選挙における感染症対策の基本的な考え方

1. 飛沫感染を防ぐため、3つの密（密閉、密集、密接）の発生を防止する対策を講じます。
2. 接触感染を防ぐため、手指などが触れる場所などの消毒を実施します。

■ 投票所（期日前投票所を含む）における取組み

- (1) 投票所の出入口に手指用アルコール消毒液を設置します。（消毒液が苦手な方のために、ビニール製の手袋も用意します。）
- (2) 投票管理者、投票立会人および事務従事者は、事前の検温を行うとともに、マスクを着用します。
- (3) 飛沫感染防止のため、各期日前投票所において、投票管理者、投票立会人および事務従事者の机にアクリル製パネルを設置し、当日の各投票所においては、投票管理者、投票立会人および事務従事者はフェイスガードを着用します。
- (4) 投票用紙記載台の定期的な消毒を行うとともに、使い捨て鉛筆を用意します。
- (5) 投票所の換気を定期的に行います。
- (6) 投票用紙記載台は、選挙人が密接しないよう間隔をあけるようにします。
- (7) 投票所（期日前投票所の宣誓書記載場所）では、選挙人の間隔が詰まらないように、立ち位置を表示します。

■ 選挙人へのお願い

- (1) マスクの着用をお願いします。
- (2) 投票所へ来場される前に、検温をお願いします。
- (3) 投票所の出入口で、手指のアルコール消毒をお願いします。
- (4) 投票所内では、周りの人との間隔をあけるようにお願いします。
- (5) 使い捨て鉛筆を用意しますが、持参した黒鉛筆を使用することもできます。
- (6) 期日前投票をされる場合は、ご自身の投票所入場券（裏面）の宣誓書に必要事項を記入していただくとスムーズに受付をすることができますのでご協力をお願いします。

■ 開票所における取組み

- (1) 開票所の出入口に手指用アルコール消毒液を設置します。
- (2) 開票管理者（選挙長）、開票（選挙）立会人および事務従事者は、マスクを着用します。
- (3) 開票所のレイアウトを工夫し、開票（選挙）立会人および事務従事者同士の間隔を確保します。
- (4) 参観人を含め開票所内に立ち入るすべての方は、マスクの着用をお願いするとともに、密集しないように注意喚起します。
- (5) 開票所の換気を行います。